

入会金・会費規程(新旧対照表)

旧 (2015年6月21日施行)	新 (2021年12月26日施行)
<p>1 公益社団法人日本心理学会定款第11条に基づく入会金及び会費は、本規程の定めるところによる。</p> <p>2 この法人の入会金は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 正会員 5,000円</p> <p>2 この法人の会費は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 正会員 年額 11,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 賛助会員 年額 1口以上(1口 50,000円)</p> <p>3 入会金は入会時に、また会費は前年度末までに納入しなければならない。</p> <p>4 正会員の会費は、年額11,000円であるが、次のいずれかに該当する者は、本人の申し出に基づき所定の手続を行えば、年額7,500円となる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 学部卒業後2年以内の者</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 大学院に在学する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 夫婦とも(1)、(2)に該当せず、かつ機関誌等の配布を辞退したいいずれか一方の者</p> <p>5 本規程の改正は、総会の承認を得るものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 本規程は、1994年9月20日より施行する。</p> <p>2 本規程の改正は、2000年3月11日より施行する。</p>	<p>1 公益社団法人日本心理学会定款第11条に基づく入会金及び会費は、本規程の定めるところによる。</p> <p>2 この法人の入会金は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 正会員 5,000円</p> <p>2 この法人の会費は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 正会員 年額 11,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 賛助会員 年額 1口以上(1口 50,000円)</p> <p>3 入会金は入会時に、また会費は前年度末4月末日までに納入しなければならない。</p> <p>4 正会員の会費は、年額11,000円であるが、次のいずれかに該当する者は、本人の申し出に基づき所定の手続を行えば、年額7,500円となる。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 学部卒業後2年以内の者</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 大学院に在学する者</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 夫婦とも(1)、(2)に該当せず、かつ機関誌等の配布を辞退したいいずれか一方の者</p> <p><u>4 正会員のうち、大学院に学生として在籍し、所定の手続きを行った者の会費は、年額7,500円とする。</u></p> <p>5 本規程の改正は、総会の承認を得るものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 本規程は、1994年9月20日より施行する。</p> <p>2 本規程の改正は、2000年3月11日より施行する。</p>

<p>3 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。</p> <p>4 本規程は、2011年4月1日より施行する。</p> <p>5 本規程は、2011年4月1日施行の会費規程を改正したものである。</p> <p>6 本規程は、2015年6月21日より施行する。</p>	<p>3 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。</p> <p>4 本規程は、2011年4月1日より施行する。</p> <p>5 本規程は、2011年4月1日施行の会費規程を改正したものである。</p> <p>6 本規程は、2015年6月21日より施行する。</p> <p><u>7 本規程の改正は、2021年12月26日より施行する。ただし、2022年度以降の会費に対して適用するものとする。</u></p>
---	---

会費の優遇措置に関する規則(新旧対照表)

旧 (2011年4月1日施行)	新 (2021年12月26日施行)
<p>1 本規則は、会費規程第2条に基づく会費の優遇措置について定める。</p> <p>2 四年制大学の学部卒業後2年以内で、卒業証明書を提出した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 卒業証明書による優遇措置の期間は、原則として卒業より2年以内とし、期間内に原本を提出する。ただし、卒業より1年を越えて提出された証明書によって、前年度会費に対して優遇措置を適用することはできない。</p> <p>3 大学院に在学し、在学証明書を提出した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 優遇措置は、修士課程、博士課程、博士前期課程、博士後期課程、大学院研究生、及びその他常務理事会が同等と認める者で、在学証明書を提出した者を対象とする。学部在学学生、及び科目等履修生は優遇措置を認めない。</p> <p>3 在学証明書による優遇措置の期間は、原則として発行日の属する年度内のみとし、期間内に原本を提出する。</p> <p>4 夫婦とも正会員で、かつ第2条及び第3条に該当せず、書面により機関誌配布の辞退を申請した一方の者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 夫婦会員の申請は、優遇措置適用の前年度末までに行うものとする。ただし適用にあたっては、前年度までの会費を納めていることを要する。</p> <p>3 会費の支払は、夫婦とも個別に行うも</p>	<p>1 本規則は、入会金・会費規程第4条に基づく会費の優遇措置について定める。</p> <p>2 四年制大学の学部卒業後2年以内で、卒業証明書を提出した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 卒業証明書による優遇措置の期間は、原則として卒業より2年以内とし、期間内に原本を提出する。ただし、卒業より1年を越えて提出された証明書によって、前年度会費に対して優遇措置を適用することはできない。</p> <p>2 大学院に在籍し、所定の手続きで申請した者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 優遇措置は、修士課程、博士課程、博士前期課程、博士後期課程、大学院研究生の在籍者、及びその他常務理事会がこれらと同等と認める者で、<u>在学を証明する書類を提出(電磁的手段を含む)した者を対象とする。</u>学部在学学生、及び科目等履修生は優遇措置を認めない。提出方法の詳細は別途定める。</p> <p>3 優遇措置の申請は、年度ごとに行う。</p> <p>4 夫婦とも正会員で、かつ第2条及び第3条に該当せず、書面により機関誌配布の辞退を申請した一方の者は、優遇措置により会費を年額7,500円とする。</p> <p>2 夫婦会員の申請は、優遇措置適用の前年度末までに行うものとする。ただし適用にあたっては、前年度までの会費を納めていることを要する。</p> <p>3 会費の支払は、夫婦とも個別に行うも</p>

<p>のとする。</p> <p>5 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 本規則は 2010 年 7 月 25 日より施行する。ただし、2011 年度以降の会費に対して適用するものとする。</p> <p>2 本規則は、2011 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>のとする。</p> <p>3 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 本規則は 2010 年 7 月 25 日より施行する。ただし、2011 年度以降の会費に対して適用するものとする。</p> <p>2 本規則は、2011 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>3 本規則の改正は、2021 年 12 月 26 日より施行する。ただし、2022 年度以降の会費に対して適用するものとする。</p>
--	--